

第十七条第一項中、「第三号の四」を、「第三号の五」に改める。

第十八条第二十項中、「第三十九条の七第三十五項」を、「第三十九条の七第三十六項」に改め、同条第四十三項中、「第六十五条の十四」を、「第六十五条の十五」に改める。

第二十一条の二第三項中、「第三十九条の六十九第二項及び第三項」を、「第三十九条の六十九第三項及び第四項」に、「第三十九条の六十九第二項第一号」を、「第三十九条の六十九第三項第一号」に、「同項第四号」を、「同項第五号」に改める。

第二十一条の五第四十三項中、「第六十八条の八十五」を、「第六十八条の八十五の二」に改める。

第三十条第一項第一号中「中小企業総合事業団」を、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条第一項第四号イの改正規定及び第十五条第一項第四号イの改正規定 平成十六年七月一日

関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第百七号

関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
内閣は、関税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(関税法施行令の一部改正)

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第八十三条」を削り、「第八十四条」を、「第八十三条」に改める。

第四条の四第四号中「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」の下に（昭和四十六年法律第二十号）を加える。

第十二条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第十五条第一項（外国貿易船の入港の手続）に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

二 第三十条第一項第一号の改正規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）の施行の日

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特別措置）
第二条 居住者が、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第三項に規定する再建住宅借入金等の金額（以下この条において「再建住宅借入金等の金額」という。）及び同項に規定する他の住宅借入金等（以下この条において「他の住宅借入金等」という。）の金額を有する場合における改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条の二第一項及び第二項の規定の適用については、その適用を受けようとする同法第十六条第一項に規定する特例適用年（以下この条において「特例適用年」という。）が平成十六年以後の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、再建住宅借入金等の金額及び他の住宅借入金等の金額を有する場合における特例適用年が平成十五年以前の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

財務大臣 谷垣 禎一
内閣総理大臣 小泉純一郎

第十二条第一項第二号中「及び荷受人」を、「荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号」に改め、同項に次の二号を加える。

四 旅客氏名表 船舶の名称及び国籍並びに乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券番号、出発地及び最終目的地

五 乗組員氏名表 船舶の名称及び国籍並びに乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別、乗員手帳の番号及び職名

第十三条の見出し中「外国貿易機等」を、「外国貿易機」に改め、同条第一項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

第十三条第一項第二号中「及び数量」を、「数量及び航空貨物輸送証の番号」に改め、同項に次の二号を加える。

三 旅客氏名表 航空機の登録記号及び国籍並びに搭乗している旅客の氏名、出発地及び最終目的地

四 乗組員氏名表 航空機の登録記号及び国籍並びに搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券番号

第十三条の二中、「第十五条第四項」を、「第十五条第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特殊船舶等の入港届等の記載事項）

第十三条の三 法第十五条第五項前段（特殊船舶等の入港届等）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、第十二条第一項第一号に定める事項とし、法第十五条第五項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、第十二条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第十五条第五項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、第十三条第一号に定める事項とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、同条第三号又は第四号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 前二項の場合においては、第十二条第一項ただし書の規定を準用する。

第十六条第一項を次のように改める。

法第十七条第一項前段（出港手続）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、第十二条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

第十六条中第三項を削り、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 法第十七条第一項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、第十三条第二号から第四号までの各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 前二項の場合においては、第十二条第一項ただし書の規定を準用する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（外国貿易船等の入出港の簡易手続）

第十六条の二 法第十八条第一項ただし書（外国貿易船の入出港の簡易手続）の規定により提出すべき入港届には、第十二条第一項第一号に定める事項を記載しなければならない。

2 法第十八条第二項ただし書（外国貿易機の入出港の簡易手続）の規定による届出は、書面で行ななければならない。

第三十六条の三第一項第二号及び第五十一条の四第一項第二号中「積出地」の下に「並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称」を加える。